

報道関係 各位

社会福祉法人元理事長による性暴力とハラスメント被害、裁判開始から約4年。
判決を受けて記者会見を**2024年10月24日(木)15時30分**から行います

※2024年9月26日(木)に実施予定であった判決期日が、**10月24日(木)に延期**するとの連絡が裁判所からありました。それに伴い、記者会見も10月24日に延期いたします。急な変更となりお詫び申し上げます。

2020年11月、社会福祉法人グロー元理事長の北岡賢剛氏による長年にわたる性暴力やハラスメント被害を受けた原告2名が、北岡氏と社会福祉法人グローに対し法的責任と損害賠償を求めて提訴してから約4年が経過しました。

この裁判では、(1)原告2人に対する被告北岡氏のセクハラ・パワハラによる不法行為、(2)被告北岡氏が、両法人の中で日常的に行っていたセクハラの言動(環境型セクハラ)による不法行為、(3)被告グローの不法行為(安全配慮義務違反)について争われています。

これまでの裁判では、被告北岡氏のセクハラ・パワハラを130の不法行為にまとめ提出しました。また、9名の証言ビデオと30通の陳述書、グロー退職者を対象としたハラスメント実態調査報告書などを提出しました。被告北岡氏は原告2人に対してだけでなく、社会福祉法人の女性職員などに対して日常的にセクハラを行ってきました。社内の会議や懇親会で、女性に下ネタや性行為の真似、性器の名前を連呼したり、「セックスはどんな風になっているのか」「何回しているのか」など公然と女性職員などに聞いていました。理事長であった被告北岡氏が常時セクハラ発言をしていたことについては、職場の環境を悪化させる「環境型セクハラ」として法律上も不法行為にあたります。

この裁判における原告2人の性暴力被害についても、3年の消滅時効期間が成立するかどうか法律上の大きな争点の一つです。原告側から消滅時効に関して、民法の消滅時効研究の第一人者である松本克美教授と、性暴力被害者の心理状態に関する齋藤梓准教授の意見書を提出しました。被告北岡氏から受けた個々の性暴力、セクハラ被害の多くは、提訴より3年以上前に発生しています。しかし、実際には被告北岡氏に逆らえない関係や仕事を続けていかなければならない状況や心理状態から、訴えるなどの責任追及をできるようになったのは、原告の鈴木さん(仮名)はグローを退社してからであり、原告の木村さん(仮名)については弁護士に相談して内容証明を出した時からでした。2023年10月の原告側の証人尋問では、原告側の証人のAさん(愛成会職員)、Bさん(元グロー職員)の証人尋問、原告本人尋問が行われ改めて被害の実態を証言しました。

裁判の経過は、「Dignity for All ー社会福祉法人役員による性暴力・ハラスメント裁判の原告を支える会ー」のWEBサイトからご覧いただけます。裁判の経過報告: <https://www.fnht.org/report>

2024年9月26日の判決を受けて原告らは記者会見を行う予定です。社会福祉の現場における性被害について、多くの皆様に関心をもって頂きたいと考えております。

【判決】

日時: **2024年10月24日(木)14時00分から14時15分頃**

場所: 東京地方裁判所709号法廷

【記者会見】

日時: **2024年10月24日(木)15時30分から16時00分**

場所: 東京地方裁判所2階司法記者会(司法記者クラブ)

会見者: 原告 鈴木朝子さん(仮名) 社会福祉法人グロー(滋賀)元職員

原告 木村倫さん(仮名) 社会福祉法人愛成会(東京)幹部職員

笹本潤弁護士 / 角田由紀子弁護士 / 支援者

※原告2名も会場にて記者会見に臨みます。二次被害防止やプライバシー保護の観点から、顔の撮影はご遠慮ください。また、音声は報道される際は、原告の声色の加工をお願い致します。

《リリースに関するお問合せ先》

Dignity for All ー社会福祉法人役員による性暴力・ハラスメント裁判の原告を支える会ー

[E-mail] info.fnht@gmail.com [WEB] <https://www.fnht.org>

※2021年3月に、当会の名称を「愛成会」と「グロー」の性暴力とパワハラ被害者を支える会から、「Dignity for All ー社会福祉法人役員による性暴力・ハラスメント裁判の原告を支える会ー」へと変更しました。

訴訟の概要と裁判上の争点について

原告弁護士団 弁護士 角田由紀子、笹本潤

I(訴訟の内容)

原告 木村倫(仮名)、鈴木朝子(仮名)

被告 北岡賢剛、社会福祉法人グロー

請求額:原告木村2200万円+1000万円、原告鈴木2054万円

II(事実認定上の争点)

- 被告北岡は、原告木村に対して、2012年9月19日に中野サンプラザホテルで、酩酊させられた原告木村を部屋に連れ込み性暴力(準強制性交未遂)を行った。
これに対して、被告北岡は、原告木村と福祉の話をしているうちに、被告北岡が脱ぐ?と声をかけたら自分から服を脱いだと、陳述書と証人尋問で2023年になって初めて反論した。
原告木村は、この被告北岡の主張は虚偽のストーリーだと主張している。
- 被告北岡は、原告鈴木に対しても中野サンプラザホテルの部屋で、2014年11月5日と2015年6月に強制わいせつ行為をしている。被告北岡は、この性加害について、全否定しており、原告鈴木とはキスをして許容できるような関係だった、と虚偽のストーリーを2023年の証人尋問で初めて展開した。
- 原告らは、合計130に及ぶ不法行為を請求しており、被告北岡は否認するなどの態度に終始している。被告北岡は、原告2人に対してタクシー内で身体を触る行為をしているが、その大部分を否定している。

III(法律上の争点について)

- 被告北岡は、加害当時、被告社会福祉法人グローの理事長であり、訴外社会福祉法人愛成会の理事だった。社会福祉法人の役員がこのような性暴力、セクハラを行うことは一般人よりもより重い責任があるのではないか。
- 3年の消滅時効について
上記の中野サンプラザホテルでの原告らに対する性暴力は、提訴から3年以上前の出来事なので、被告は不法行為の「被害」及び「加害者」を知った時からの3年の消滅時効を主張している。
これに対して、原告らは、次のように消滅時効にはかからないと主張している。
 - 性被害を告発するには、加害者との仕事上の上下関係、性被害特有の自責の念や恥ずかしさ、知り合いからの性被害は認識しづらい、などの理由から時間がかかるため、実際に訴えることが可能になった時点で起算点をずらすべき。原告木村は弁護士に内容証明を出してもらった時点、原告鈴木は退職した時点から、消滅時効は起算されるべき。ジャニーズの事件でも、ジャニー氏が亡くなってから、3年をはるかに超える過去の性被害を訴える被害者が多かった。
 - 被告北岡の性加害は、原告らをターゲットにしており、8年から10年に及ぶ不法行為は全体として一つの不法行為と見るべきであり、そうするとすべての不法行為は最後の性加害からは3年経っていない。
 - 原告らの性被害による精神的損害、PTSDは今でも続いており、不法行為は未だに完成していない
 - 自分の言うことを聞かないとパワハラをするような加害者である被告北岡が、消滅時効を主張するのは、被害者の権利行使を妨げ、権利濫用である。
- 被告社会福祉法人グローの法人としての責任について
被告社会福祉法人グローは、従業員であった原告鈴木がセクハラを受けて退職した後に、職場規定を整えているが、被告北岡から性被害を受けたときには、被害が生じないような安全配慮義務を尽くしていないから、損害賠償責任を負うべきである。実際に原告鈴木が職場で訴えることはできず、性被害を防止できる体制は整っていなかった。
- 本件の社会的意義
社会福祉法人のような弱者の保護を使命とする公益団体が起こった多くの性被害が、職場の権力的上下関係を利用して行われ、被害者たちの障害者芸術などへの仕事の意欲を逆利用して長年にわたって行われたということの責任を問い、併せて、性被害における不法行為に基づく3年の消滅時効が実態に即していないことを明らかにする意義がある。